

JDream Innovation Assist 料金表・利用約款

サービス料金表

JDream Innovation Assist料金表

※本料金表の金額は消費税別です。

■料金プラン

サービス内容	年間契約金額
標準プラン	300万円/年
JDreamⅢセットプラン	240万円/年
海外特許オプション	60万円/年

- ・利用範囲は同一法人内に限られます。
- ・利用者IDはメールアドレスです。IDの共有はできません。
- ・利用者IDは最大100本です。追加をご希望の場合は、ID追加オプション契約が必要となります。(追加50ID単位で90万円/年)
- ・JDreamⅢセットプランは、JDreamⅢを年間60万円以上ご契約のお客様が対象となります。
- ・本契約は4月1日から翌年3月31日の年間契約となり、1年単位の自動更新となります。年度途中の契約は月割となります。

利用約款

JDream Innovation Assist利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するJDream Innovation Assist(以下「JDIA」という)の利用は下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

- 第1条 以下の条文中における「申込者」および「利用者」について定義する。
- 申込者とはJDIA利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。
- 利用者とは申込者の被雇用者またはこれに準ずる者(申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および派遣社員を含むがこれらに限られない)とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。
 - 居住者が外国人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。
 - 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
 - 行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が固定料金サービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、JDIA搭載の下記のデータベース(以下「本データベース」という)とする。各データベースの収録期間についてはオンラインサービス上のとおりとする。
*JDreamⅢ*特許情報*新聞記事情報

(サービス時間)

第5条 JDIAの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDIAを提供することが困難な場合を除く。

(遵守義務)

第6条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

(IDの発行・使用等)

第7条 ジー・サーチは申込者に対して管理者権限付きログインIDとパスワード(以下「管理者ID」という)の発行を行う。2. 申込者は、管理者IDと管理者機能を用いて、利用者のメールアドレスにサービス招待メールもしくは招待URLを記載したメールを送信し、利用者となる者が当該招待メールもしくは招待URLからIDとパスワードの登録を行う。3. 申込者は管理者IDを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外にこれらを漏洩してはならない。4. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

(契約金額)

第8条 本サービスの年間契約金額(以下「本契約金額」という)は、ジー・サーチが別途定める料金表に基づいた固定料金とする。

(契約金額の支払)

第9条 ジー・サーチは、本契約金額および本契約金額に対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

- 申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
- 申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
- ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他本データベースの利用から申込者または利用者に生じた一切の損害

2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第8条規定の本契約金額を超えないものとする。3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、JDIAの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。3. 本データベースの検索結果の利用は、本約款に別途定める出力物の利用方法以外での、機械可読記録またはその他の方法による利用を行ってはならない。4. 前項の出力物は、印刷、電子媒体またはその他の方法を利用した編集を行ってはならない。

(機械可読データの利用)

第12条機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、各データベースごとに100,000件を超えてはならない。2. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。3. 前各項によって保存したJDreamⅢに関するデータの複製・再配布・ネットワーク利用を行う場合には、別途定める「JDreamⅢに関する提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。4. 前各項によって保存したデータを、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。5. 前各項によって保存したデータを、AI ツール(人工知能の技術を用いたRPA・ロボット・プログラム・ソフトウェア等を含むがこれに限らない)に入力し、学習・テスト・分析に利用すること、および出力を生成することを行ってはならない。また AI ツールの開発にも使用してはならない。6. 前各項に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

(変更の届出)

第13条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面であって当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

(禁止事項)

第14条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- 本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- 本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
- 本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- ジー・サーチまたは第三者の著作権その他の知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
- ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
- その他、関係法令の定めに違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第15条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは何等の通知、催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のID登録を無効とすることができる。

(賠償)

第16条 第15条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は本契約金額の2倍を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第17条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第18条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDIAサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第19条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末(3月31日)までとする。2. 前項の有効期間満了の1か月前迄に、双方いずれからも本サービスを終結する別段の意思表示が書面によって通告されない限り、更に1年間自動的に本サービスが継続され、以後も同様とする。3. 前項の本サービスを継続する場合は、引き続き本約款が適用されるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. この利用約款は2024年4月1日から実施します。

以上

JDreamⅢに関する提供データの保存、複製・再配布に関する規程

(目的)

第1条 検索サービス、SDIサービスおよび科学技術文献速報(Web版)、JDream Innovation Assistの提供データ(以下「JDream等」という)の紙媒体および機械可読形式の出力データ(機械可読の形態で提供されたユーザSDI検索結果、検索結果のダウンロードを含む。JDream等検索結果の基となる原文献は含まない)を保存、複製・再配布またはネットワーク利用する場合には次の条件に従うものとする。この条件はJDream等に関する約款等により規定される制限を超えて、JDream等から得られたデータを利用する方法および制限について規定するものである。

(用語)

第2条 株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するデータをジー・サーチから直接受けたものを「情報利用者」という。2. 情報利用者が所属する部署および知的財産部門や情報部門が分社化し、分社化後も本社、関係部署、研究所等に情報提供を行うことが該当部門の業務である機関を「契約機関」という。3. JDreamの検索ログを含むダウンロードデータ、科学技術文献速報サービス(Web版)データ、E-Mailで提供するSDIデータ等を「機械可読形式データ」という。4. 情報利用者がJDream等から得たデータを複製し、自ら使用するまたは他へ譲渡すること、または他から譲渡されたJDream等の記事情報を、更に複製し、自ら使用するまたは他へ譲渡することを「複製・再配布」という。5. ジー・サーチのサーバからの利用ではなく情報利用者が自らのサーバ上に機械可読形式データをダウンロードしネットワーク上で共有することを「ネットワーク利用」という。

(データの保存)

第3条 情報利用者は紙媒体で提供されたデータを契約機関内に無期限に保存することができる。2. 機械可読形式で保存したデータの再利用については、機械可読形式データを保存した情報利用者へのみの利用に限定する。機械可読形式データを保存した情報利用者を含む複数の者がネットワークを介して機械可読形式データを利用する場合は、別途定める第6条「データのネットワーク利用」を適用する。3. 紙媒体、機械可読形式を問わずデータの保存に関する許諾は、当該データのその後の複製・再配布の権利およびネットワーク利用の権利を含まない。

第4条 紙媒体または機械可読形式で保存されたデータを契約機関以外の利用者へ再配布することは禁止する。

(データの複製・再配布)

第5条 紙媒体で提供されたデータの複製・再配布を行うためには複製・再配布のための権利を購入しなければならない。2. 機械可読形式で提供されたデータを機械可読形式により複製・再配布する場合または提供されたデータを閲覧するためのURLおよびパスワード等を情報利用者以外の者に送付する場合には、複製・再配布のための権利を購入しなければならない。3. 機械可読形式で提供され保存されているデータを1部を超えて紙に出力し、かつ複製・再配布をする場合には複製・再配布のための権利を購入しなければならない。4.ただし、第1項、2項および3項の複製・再配布数の合計が30部を超えない場合に関しては、複製・再配布のための権利の購入は不要とする。

(データのネットワーク利用)

第6条 科学技術文献速報サービス(Web版)を購入した利用者は、搭載データを別途ネットワーク利用することができないものとする。2. 年間DVD版(PDF収録)は、ネットワーク利用できないものとする。3. JDream等の回答表示、ユーザSDI、スタンダードSDIおよびリクエストSDIの各データに関しネットワーク利用を行うためにはネットワーク利用の権利を購入しなければならない。ただし、ネットワーク利用者数が50人を超えない場合に関しては、ネットワーク利用の権利の購入は不要とする。4. ネットワーク利用者は一人1部に限りデータを出力する事ができる。5. ネットワーク利用とはインハウスデータベース化、社内システムによるSDIサービス等のネットワークサービスを含む。これらのサービスは契約機関に属さない者に利用させてはならない。

(各権利の範囲)

第7条 本規程で規定する権利(データの保存の権利、データの複製・再配布の権利、データのネットワーク利用の権利)はそれぞれ独立した権利であり、ひとつの権利は他を補完できない。

(価格)

第8条 第5条、第6条に定める各権利を購入するための価格はジー・サーチが別途利用者に提供する「サービス料金表」に定める。

(例外措置)

第9条 第3条から第6条の規定にかかわらずJDream等から得たデータを政府等への報告書等に記載することができる。ただし、当該報告書等が法律または行政により要請される場合に限る。

(損害賠償請求)

第10条 利用者が本規程に違反してデータ等を使用した場合には、サービスごとの約款等に基づく損害賠償額を支払うものとする。

以上

附則

1. この利用約款は2018年8月1日から実施します。

反社会的勢力の排除に関する規程

- 記 -

第1条 本規程は、以下の各約款(以下「JDIA約款」という)に規定する申込者(以下「甲」という)に、株式会社ジー・サーチ(以下「乙」という)がJDream Innovation Assistサービス(以下「JDIA」という)を提供するにあたり、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的として定めるものとする。

(1) サービス利用約款

第2条 甲は、自己、自己の役員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)本契約に基づく取引(以下「対象取引」という)に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて乙の名誉・信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3. 甲は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに乙にその事実を報告するものとする。

4. 乙は、甲が前三項の規定に違反した場合、JDIA約款の各規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。

5. 甲が対象取引に関連して第三者と下請又は委託契約等(以下「関連契約」という)を締結する場合、甲は、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者に対して、本条第1項乃至第3項に定める義務と同等の義務を課し、これを順守させるものとし、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、甲は直ちに乙にその事実を報告するものとする。この場合、乙は、甲に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を取るよう求めることができる。

6. 乙が、甲に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、甲がそれに従わなかった場合には、乙は、本契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。

以上

附則

1. この利用約款は2018年8月1日から実施します。

